

様式3

随意契約理由書

担当課

スポーツ課

契約内容	契約件名	市民運動場 庭球場倉庫シャッター交換工事	
	業務概要	市民運動場 庭球場倉庫シャッター交換し、修繕工事を実施するもの。	
	契約金額	金374,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年1月31日	
	契約期間	令和4年1月31日 ~ 令和4年3月28日	
	契約の相手	館山市北条17番地 広井トーヨー住器（株）	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【3者以上見積比較】	
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
市民運動場 庭球場倉庫シャッターの不具合が発覚し修繕を行うため、担当課において3者見積合せを行い、最も低価格の見積をした業者と随意契約を締結する。			

様式3

随意契約理由書

担当課

環境センター

契約内容	契約件名	館山市衛生センター 分離液受槽パージ式レベル計更新工事	
	業務概要	分離液受槽パージ電送式レベル計の取替及び制御室レベル計との接続・調整	
	契約金額	金1,045,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年2月14日	
	契約期間	令和4年2月14日 ～ 令和4年3月31日	
	契約の相手	東京都港区芝2-6-3 三宅ビル6F (株)開邦工業 東京支社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>衛生センターにおいて、し尿処理過程に必要な分離液受槽の水量を管理するためのレベル計が故障してしまつた。</p> <p>現在、緊急措置として、手動による調整を行っているが、本来のし尿処理工程とは異なるため、処理基準を満たすことができなくなる恐れがあるため、直ちにレベル計を取り替え本来の処理工程に戻さなければならない。</p> <p>そこで、数社に相談したところ、ほとんどの業者ではコロナ禍の影響で工業計器の調達ができないなか、唯一このレベル計を調達することができる本業者と随意契約を締結し、早急に施設の処理工程を正常に戻す。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	市道9037号線 道路陥没補修工事			
	業務概要	道路陥没補修工事 ・ 構造物取壊工 ・ 土工 ・ 舗装工 ・ 土のう積工 ・ ヒューム管布設替工 ・ 仮設工 ・ 交通誘導警備員	一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式		
	契約金額	金451,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年1月11日			
	契約期間	令和4年1月11日 ~ 令和4年2月28日			
	契約の相手	館山市亀ヶ原890番地の1 株式会社 岡部建設			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
当該工事箇所において、地元区より道路陥没の通報があり現地調査をしたところ、当該道路の路面下に大きな空洞が確認され、車両や歩行者の通行が大変危険な状況となっている。当該市道は利用する通行車両が多く、直ちに機能回復を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、館山市建設協力会に依頼をしたところ協力会会員である株式会社 岡部建設が適任であると選任されたことから随意契約により工事を行うものとする。					

様式3

随意契約理由書

担当課

観光みなと課

契約内容	契約件名	北下台正木灯敷地落石等除去工事			
	業務概要	北下台正木灯敷地内において、法面の崩落が発生しているため、緊急で落石等の除去工事を行う。			
	契約金額	金2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年3月7日			
	契約期間	令和4年3月7日 ~ 令和4年3月31日			
	契約の相手	館山市新宿55-13 有限会社鈴木建材興業			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>北下台正木灯敷地内において、当該敷地に隣接する土地所有者より法面一部の崩落についての通報があり、現地調査をしたところ、法面の崩落を確認した。落石等の除去を行わないと、当該敷地に隣接する民家への被害や人への怪我等の危険性があるため、早急に落石等の除去を行う工事を行う必要が生じた。</p> <p>早急に現状を打開するため、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)鈴木建材興業は、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものである。</p>					

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課
建設課

契 約 内 容	契 約 件 名	3 年 災 災 害 復 旧 工 事 (普 通 河 川 洲 宮 川 護 岸 復 旧 工 事) そ の 2
	業 務 概 要	護岸復旧工事 L = 5 . 0 m ・土工(積込・運搬含む) N = 一式 ・方塊ブロック設置(500×500×500) N = 40個 材料支給 ・吸出し防止材設置(全面)(t = 10mm 9.8kN/m) A = 16.3㎡ 材料支給 ・すりつけ工(耐候性土のう) A = 一式 ・重機回送 N = 一式
	契 約 金 額	金 1,054,900 円 (消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 を 含 む)
	契 約 締 結 日	令 和 3 年 10 月 1 日
	契 約 期 間	令 和 3 年 10 月 1 日 ~ 令 和 4 年 3 月 11 日
契 約 の 相 手	館 山 市 正 木 8 2 8 番 地 の 4 睦 建 設 株 式 有 限 公 司	

根 拠 規 定 (地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 各 号)	1 号 少 額 随 契	工 事 又 は 製 造 の 請 負 130 万 円 以 下 財 産 の 売 払 い 30 万 円 以 下 財 産 の 買 入 れ 80 万 円 以 下 物 件 の 貸 付 け 30 万 円 以 下 物 件 の 借 入 40 万 円 以 下 そ の 他 の も の 50 万 円 以 下
	2 号 「 その 性 質 又 は 目 的 が 競 争 入 札 に 適 さ ない も の 」	不 動 産 の 買 入 れ 又 は 借 入 れ、 市 が 必 要 と す る 物 品 の 製 造、 修 理、 加 工 又 は 納 入 に 使 用 さ せ る た め 必 要 な 物 品 の 売 払 い そ の 他 の 契 約 で そ の 性 質 又 は 目 的 が 競 争 入 札 に 適 し ない も の を す る と き
	3 号 「 障 害 者 支 援 施 設 等 に よ り 製 作 さ れ た 物 品 を 買 入 れ る 契 約 又 は 障 害 者 支 援 施 設 等、 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー 若 し く は 母 子 父 子 福 祉 団 体 等 か ら の 役 務 の 提 供 を 受 け る 契 約 」	
	4 号 「 新 規 事 業 分 野 の 開 拓 事 業 者 に よ り 生 産 さ れ た 新 製 品 の 買 入 れ 等 」	新 た な 事 業 分 野 の 開 拓 事 業 者 が 新 商 品 と し て 生 産 す る 物 品 を 買 入 れ 若 し く は 借 り 入 れ る と き 又 は 新 た な 事 業 分 野 の 開 拓 事 業 者 か ら 新 役 務 の 提 供 を 受 け る と き
	5 号 緊 急 の 必 要 に よ り 競 争 入 札 に 付 す る こ と が で き ない と き	
	6 号 競 争 入 札 に 付 す る こ と が 不 利 と 認 め ら れ る と き	
	7 号 時 価 に 比 し て 著 し く 有 利 な 価 格 で 契 約 を 締 結 す る こ と が で き る 見 込 み の あ る と き	
	8 号 競 争 入 札 に 付 し 入 札 者 が ない と き、 又 は 再 度 の 入 札 に 付 し 落 札 者 が ない と き	
	9 号 落 札 者 が 契 約 を 締 結 し ない と き	

随 意 契 約 理 由

令 和 3 年 1 0 月 1 日 の 大 雨 に よ り、 普 通 河 川 洲 宮 川 が 増 水 し 土 羽 護 岸 が 崩 落 し た。 崩 落 に 伴 い、 当 該 工 事 箇 所 に 隣 接 す る 農 道 に 被 害 が 生 じ 大 変 危 険 な 状 態 と な っ て い る。 地 元 区 よ り 早 急 な 復 旧 に つ い て 要 望 が あ っ た た め、「 地 震 等 の 災 害 応 急 対 策 に 関 す る 業 務 協 定 」 に 基 づ き、 建 設 協 力 会 へ 復 旧 工 事 を 依 頼 し た と ころ、 協 力 会 会 員 の 睦 建 設 (株) は 当 該 現 場 に 精 通 し て お り、 災 害 応 急 対 策 の 経 験 が 豊 富 な こ と か ら 適 任 で あ る と 選 任 さ れ た の で、 随 意 契 約 に よ り 工 事 を 行 う も の と す る。 本 工 事 の 工 事 請 負 契 約 は、 平 成 1 9 年 4 月 2 3 日 締 結 の 「 地 震 等 の 災 害 応 急 対 策 に 関 す る 業 務 協 定 」 第 1 0 条 の 規 定 に 基 づ き、 災 害 応 急 業 務 費 用 請 求 書 に よ り 請 負 額 を 決 定 し た 後、 契 約 を 締 結 す る。 な お、 上 記 根 拠 規 定 に よ り、 建 設 協 力 会 会 員 の 睦 建 設 (株) と 随 意 契 約 を 締 結 す る も の で あ る。

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（古茂口地内 農道補修工事）			
	業務概要	災害復旧工事 ・農道補修工事 一式			
	契約金額	金2,119,700円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年8月5日			
	契約期間	令和3年8月5日 ~ 令和4年3月25日			
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年7月3日の大雨により、農道の一部が崩壊し、この農道を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し営農活動が再開できるようにするため、随意契約により緊急応急工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の（有）鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（沼地内 農業用水路補修工事）			
	業務概要	災害復旧工事 ・農業用水路補修工事 一式			
	契約金額	金545,600円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年8月5日			
	契約期間	令和3年8月5日 ~ 令和4年3月25日			
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
令和3年7月3日の大雨により、農業用水路の一部が崩壊し、この農業用水路を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し営農活動が再開できるようにするため、随意契約により緊急応急工事を行うものとする。 本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協会の（有）鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。					

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（宮城地内 農道補修工事）			
	業務概要	災害復旧工事 ・農道補修工事 一式			
	契約金額	金825,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年8月5日			
	契約期間	令和3年8月5日 ~ 令和4年3月25日			
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年7月3日の大雨により、農道の一部が崩壊し、この農道を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し営農活動が再開できるようにするため、随意契約により緊急応急工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（普通河川巴川 倒木等撤去工事）			
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去及び運搬 一式			
	契約金額	金2,478,300円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和4年1月11日			
	契約期間	令和4年1月11日 ~ 令和4年3月4日			
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設株式会社			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和4年1月11日の大雨により、普通河川巴川に竹木等の倒木が発生した。倒木に伴い、河道が狭隘し流れを阻害しており、大変危険な状態となっている。隣接地及び橋梁への更なる被害を防ぐため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 新和緑地建設(有) は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 新和緑地建設(有) と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（坂足地内法定外水路 堆積砂撤去工事）その2			
	業務概要	堆積砂撤去工事 一式 ・堆積砂撤去（作業1日間） 一式			
	契約金額	金383,900円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和4年3月22日			
	契約期間	令和4年3月22日 ~ 令和4年3月25日			
	契約の相手	館山市正木828番地の4 睦建設 株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和4年3月22日の強風により、坂足地内法定外水路の流末に海岸砂地の砂が堆積した。堆積砂に伴い、水路が閉塞し流れを阻害、上流部の民地が冠水する可能性があり大変危険な状態となっている。隣接する民地への冠水被害を防ぐため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の睦建設（株）は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の睦建設（株）と随意契約を締結するものである。</p>					

担当課

建設課

様式3

随意契約理由書

契約内容	契約件名	普通河川長田川 河川護岸復旧工事に伴う植栽等撤去復旧工事	
	業務概要	植栽等撤去復旧工事 一式 ・植栽(五葉松、ヤマボウシ)撤去及び養生 一式 ・植栽(ユズ等)移植 一式 ・雑竹木伐採撤去及び運搬 一式 ・植栽復旧 一式	
	契約金額	金679,866円(消費税及び地方消費税の額を含む)	
	契約締結日	令和3年10月18日	
	契約期間	令和3年10月18日 ~ 令和4年3月11日	
	契約の相手	館山市大井697番地 (有)和田造園	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
普通河川長田川 河川護岸復旧工事において、既設構造物取壊し撤去を実施しようとしたところ、既設構造物(民地)の構造が想定と異なり、民地内の植栽等に影響が生じることが判明した。当該工事は既に着工しており、その作業を停滞させることは、受注者への経費負担が膨らむため早急な対応が必要となり検討したところ、当該現場にて実施中の「3年災 災害復旧工事(普通河川長田川 倒木等撤去工事)」の受注者である(有)和田造園が、緊急対応にて実施可能であるとこのことから、随意契約により工事を行うものとする。			

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（普通河川金丸川 倒木等撤去工事）その2			
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去及び運搬 一式			
	契約金額	金529,100円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和4年1月11日			
	契約期間	令和4年1月11日 ~ 令和4年3月25日			
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和4年1月11日の大雨により、普通河川金丸川に竹木等の倒木が発生した。倒木に伴い、河道が狭隘し流れを阻害しており、大変危険な状態となっている。隣接する民地への更なる被害を防ぐため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 新和緑地建設(有) は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 新和緑地建設(有) と随意契約を締結するものである。</p>					